

上三川町公衆無線LAN利用規約

（目的）

第1条 この規約は、上三川町（以下「本町」という。）が町民及び本町への来訪者の利便性の向上を図ることを目的として提供する公衆無線LANによるインターネット接続サービス（以下「本サービスという。」）の利用に関し、必要な事項を定めるものとする。

（利用者）

第2条 この規約でいう利用者とは、本サービスを利用する町民及び来訪者をいう。

（本サービスの内容）

第3条 利用者は、本サービスを利用してインターネットへ接続することができる。

2 本サービスの利用料は無料とする。

（利用施設及び利用時間）

第4条 本サービスを利用できる施設は別表のとおりとし、利用時間は各施設が別に定める。

（利用条件）

第5条 利用者は、自己の責任及び負担において、本サービスを利用するために必要な通信機器、付属機器、それらに供給する電源（以下「通信機器等」という。）を準備するものとする。

2 本サービスを利用するための通信機器等の設定及び操作は利用者が行うものとする。

3 本サービスに接続する通信機器等のセキュリティ対策は、利用者が行うものとする。

4 利用者は、無線LANの利用に際し、不正アクセス行為の禁止等に関する法律（平成11年法律第128号）その他関係法令を遵守しなければならない。

（禁止事項）

第6条 利用者は、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 他の利用者の財産、著作権その他の権利を侵害する行為又は侵害するおそれのある行為
- (2) 他者を誹謗中傷する行為
- (3) 公序良俗に反する行為又はそのおそれのある行為
- (4) 犯罪的行為又はそのおそれのある行為
- (5) 前各号に掲げる行為のほか、他者に不利益や損害を与える行為又は与えるおそれのある行為
- (6) 前各号に掲げるもののほか、町長が適当でないと認める行為

2 利用者が前項各号に該当する行為によって他者に損害を生じさせた場合は、当該利用者が全ての法的責任を負うものとし、本町は一切の責任を負わないものとする。

(運用の中止)

第7条 本町は、次の各号のいずれかに該当する場合は、本サービスの運用を中止できるものとする。

- (1) システムの保守又は設備の点検、工事を行う場合
- (2) 自然災害、火災、停電その他の非常事態により、本サービスの運用が通常どおり行うことができない場合
- (3) 本サービスのシステムに係る設備やネットワークの障害等、やむを得ない事由がある場合
- (4) その他無線LANの運用上、一時的な中断が必要であると判断した場合

2 本サービスの利用の中止により、利用者又は第三者が被ったいかなる損害についても、理由を問わず、本町は一切の責任を負わないものとする。

(免責)

第8条 本町は、利用者が本サービスを通じて得る情報について、その完全性、正確性、確実性、有用性等につき、いかなる保証も行わないものとする。

2 本サービスを通じて利用者の通信機器等がコンピュータウイルス感染等に

よる被害、データの破損、漏洩その他本サービスに関連して発生した利用者の損害について、本町は一切責任を負わないものとする。

3 利用者がインターネット上で利用した有料サービスについては、その理由にかかわらず、当該利用者が費用を負担するものとする。

4 利用者が本サービスを利用したことにより、他の利用者や第三者との間に生じた紛争等について、本町は一切責任を負わないものとする。

（規約の変更）

第9条 本町は、利用者の承諾を得ることなく、この規約を変更することができる。

附 則

この規約は、令和8年8月1日から施行する。

別表（第4条関係）

施 設 名	場 所	所 在 地
上三川町庁舎	1階（待合スペース、町民ホール）	上三川町しらさぎ一丁目1番地
上三川町ORIGAMIプラザ	フリースペース ふれあいラウンジ	上三川町大字上三川4173番地1